平成２５年（フ）第１４３８号
東京都西東京市住吉町４丁目16―４―101
債務者　福元　行哉
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４４８号
神奈川県相模原市南区東林間４丁目５―１―203
債務者　渡邊　　剛
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４４９号
神奈川県相模原市南区東林間４丁目５―１―203
債務者　渡邊美奈子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５００号
東京都杉並区高円寺北４丁目１―１
債務者　瀬上　一江
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９９７号
大阪市都島区友渕町１丁目３番12―1106号
債務者　小倉和加奈
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７６号
大阪市大正区千島１丁目23番67号
債務者　樋口　一美
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６９号
大阪市中央区南船場１丁目３番28―403号
債務者　小池富美子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９９号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田1848番地９
債務者　三井　朱美
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第７号
長野県佐久市平賀2401番地　樋村団地35号
債務者　土屋　　純
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第１１号
長野県小諸市南町１丁目９番２号
債務者　関口　健次
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第４号
熊本県人吉市下田代町1106番地１
債務者　淵上香菜子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後２時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第５号
熊本県人吉市瓦屋町1625番地　立野団地５―３―４、前住所熊本県人吉市大工町16番地３
債務者　山内美枝子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後２時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第１２５号
横浜市青葉区梅が丘39番地５　第２愛隣荘102
債務者　太田　公一
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３号
熊本県上天草市松島町内野河内3004番地
債務者　赤星まゆみ（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午前10時50分
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第１４８６号
東京都板橋区小豆沢２丁目26―６―302　野崎ビル
債務者　粟地美砂子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部